

平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林 俊彦

答弁書

平成22年4月23日

大阪高等裁判所 第11民事部口係 御中

被控訴人代理人弁護士 太 田 健 義



控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人らの控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

控訴の理由に対する答弁

第1 負担付贈与契約の主張は時期に遅れた攻撃防御方法である

控訴人らは、当審において、新たに負担付贈与の主張を付加しているが、原審では代理人弁護士が付きながら、そのような主張は一切していない。しかも、当審においても、原審で負担付贈与の主張をしなかった(できなかった)理由は一切述べられていない。

原審において、被控訴人は、積極的に証拠の開示に応じるだけでなく(代

理人間で書類を開示・交付した)、調査囑託にも同意し、控訴人らの求める書類は可能な限り開示してきた(ところが、控訴人らがそれらの書類をネット上で広く開示したため、被控訴人側から抗議したのは原審で主張したとおりである。)

また、被控訴人が不要と意見を述べたにもかかわらず、控訴人請求証人(本人)が広く採用され、それらの証拠調べも行われた。

このように、本件は、原審でできる限りの審理が尽くされた上、判決がなされたのである。

にもかかわらず、控訴の段階に至って負担付贈与の主張がなされるのは、時期に遅れた攻撃防御方法というほかない。

したがって、上記主張は民訴法157条1項により却下されるべきである。

第2 負担付贈与の主張は認められない

- 1 上記第1のとおり、負担付贈与の主張は、時期に遅れた攻撃防御方法として却下を免れないが、念のため、反論しておく。
- 2 控訴人らは、控訴理由書6頁以下で繰々主張するが、信託的譲渡といいながら、最終的には負担付贈与としているが、その主張内容は極めて難解・複雑である。これは、控訴人らの主張が破綻していることの何よりの証左である。このようなこじつけともいえる主張を展開しなければ、負担付贈与と主張し得ないのである。
- 3 控訴人らは、大判大正8.10.28の判例を引用して、契約当事者が贈与に多少の負担を伴うものと考えているときは、負担付贈与契約になると主張する。しかし、上記判例はかなり以前ののものであり、現在の日本の状況に合致するか疑わしいものである上、明確に当事者が認識しないまま、負担付贈与契約と解されるのは問題があると思われる。

また、控訴人らは、大刑判大正12.5.18の刑事事件判決を引用して、

契約が成立すると主張するようにも見える。しかし、そのように主張しながらも、最終的には負担付贈与と主張しており、主張内容が判然としない。しかも、控訴人らが挙げる判例は刑事事件である上、道路開設事業促進に関する団体に関するものであって、本件のように、民間の募金に関するものではない。

したがって、控訴人らの引用判例及び主張は本件では適切ではない。

- 4 仮に、控訴人ら主張のように、本件が負担付贈与契約と考えられるとしても、被控訴人に債務不履行はない。なぜなら、被控訴人は、広島DPの犬を救うために募金を呼びかけ、現に犬を救っているからである（乙11・里親管理表）。

したがって、そもそも本件が負担付贈与契約と解されるとしても、被控訴人に債務不履行はなく、控訴人らに契約解除の余地はない。

第3 その余の主張について

控訴人らは、錯誤、詐欺等の原審と同様の主張をしている。

しかし、原判決が正当に認定したとおり、被控訴人は、これまで細々と活動してきたため、会計処理等に多少の不手際があったとしても、広島DPでは何ら不正な行為は行っておらず、犬の救済に尽力してきた。

また、会計が混乱したことは事実であるが、控訴人らが事件全体像を証言してもらうためとして請求した安田倫子は、被控訴人が金銭的に不正なことは見たことはないと言明し（同人調書40頁）、会計帳簿の杜撰さの立証のために控訴人らが請求した古谷守夫は、会計処理は原本に当たって処理し、内容に問題はないと言明した。

以上のとおり、犬の救援活動について、それぞれのボランティアの思い描くことと被控訴人との方針とが齟齬することがあったとしても、金銭的に問題がなかったことは明らかである。

奮闘している（乙26・ホームページ）。

したがって、犬の救援活動のために募金を募集し、現在も犬の救援活動に尽力している被控訴人には、何ら問われるべき責任はない。

以上

ANGELS ANIMAL RESCUE TEAM SINCE 2001
動物救済団体 エンジェルス

ワンリでのお願いさせ

この小さな命を救いたい

動物や保護所から処分されたままの動物達。
タイムリミットは4日間です。
皆様も少なからず「あの夏合」を待つ誰かがいたのと同じように、
人間たちの責任です。
私たちは処分を目撃し、1頭でも多くの子を助け出します。
もう一度、人を愛してもらい、心のケアをし気楽な暮らしを。
一人ひとりが「小さな命を救う」使命があります。



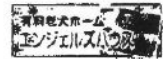
エンジェルスオリジナルグッズ
発売開始!

1枚1,500円
3月19日～発送

表
裏

オリジナルステッカー
メモリーズ CD
1,800円 / 1,300円 / 2,000円

エンジェルス
2010年カレンダー
1,000円



ワンリ支那特産品の1週目

- ・犬用おやつ
- ・毛布 100cmサイズ
- ・食料缶詰
- ・クレート
- ・ペットシート (スーパーワイド)
- ・犬用洗濯機 (中古可)

ワンリの特産品
ワンリ商品が満載です!

スタッフ募集中
動物エンジェルズグループ
スタッフのみなさんへ
ご応募ください

TEL: 0740-22-3000
メール: info@angels.jp



ワンリのご協力
を願っています

エンジェルス
会員登録はこちら

◆ 新着情報 / お知らせ

- ・動物保護協会 & 動物愛護センター同窓会 開催
(プチバザーも同時開催)
平成22年2月30日(日)AM10:00～PM4:00
- ・「原告の会」との訴訟判決についてのご報告(word 25kb)
- ・有料老犬ホーム エンジェルズハウスを新設しました
- ・動物愛護及び保護の改善マニフェスト掲載
- ・看護スタッフサポーター基金について

◆ 大賀領レスキュー

以下ホームページの動物救済の目的が達成
するまで活動し、社会復帰の機会を
提供し、心身のケアを行います。また、この機会に
お申し込みください。ご参加の申し込みは
必要です。この活動の是非を判断してください。



◆ 公益基金・愛護会

- ・ 恩恵啓蒙
- ・ 海外へ送付犬
- ・ 海外へ送付の恩恵啓蒙
- ・ 健康診断
- ・ 高齢アンケート
- ・ 巣立った子犬

- ・ 福岡動物福祉協会の
- ・ 高尾動物福祉協会の
- ・ 兵庫県動物福祉協会の
- ・ 大阪府動物福祉協会の
- ・ 広島動物福祉協会の
- ・ 近江八幡事件判決
- ・ その他 繁殖場レスキュー

・ 幸せになったヨーキー

ホストファミリー登録 (現在、お探しているワ
ンちゃんはおりません。)

- ・ 贈送会もバザー
- ・ イベント報告

◎ 団体情報

- ・ 活動報告「小さな命を救う」
- ・ 活動内容
- ・ 活動記録
- ・ 金財報告
- ・ 動物虐待監視員会

◎ 会員・オリジナルグッズ

- ・ エンジェルズ 会員会費
- ・ オリジナルグッズ
- ・ オリジナルCD

◎ あなたのご協力をお待ちしています

【ボランティアでのご協力】

- ・ ボランティア募集
- ・ 猫の赤ちゃんサポーター募集

【支援金でのご協力】

- ・ レスキュー基金
- ・ エンジェルズシェルター基金
- ・ 援助会のお祝い

【物品のご協力】

- ・ 支援品募集
- ・ バザー品の募集
- ・ ご支援有難うございました。
- ・ 協力・協賛 ありがとうございます

このウェブサイト上の動物救済活動に関するお問い合わせは、こちらでお願いします。
ANGELS All Rights Reserved.

ワンリ・ドッグプロ
ドッグプロ
スタッフ募集
今日の天使達

東京エンジェルズシェルター本部
〒120-1451
埼玉県葛飾区今津町清波1168-2
TEL: 0740-22-3000
FAX: 0740-22-5544
お電話の受付は、午前9:00～9:00/午後2:00から6:00までとなります。
作業中で電話に出る事が出来ない場合もございます。

- ◆ 大阪支部
- ◆ 愛知支部

ワンリのご協力を
お願いいたします。
ワンリホームページの動物救済の
目的が達成するまで活動し、社会
復帰の機会を提供し、心身のケア
を行います。また、この機会に
お申し込みください。ご参加の
申し込みは必要です。この活動の
是非を判断してください。